

その他事務

(1) 有効期間を経過した計量器の使用

対象受検機関	検出事項	是正を求める事項	措置の内容											
桜塚高等学校	<p>行政財産の使用許可を受けた食堂業者の営業及び自動販売機の設置並びに給品部の営業に伴う電気料金について、特定計量器により使用量を計量し、使用者から負担金を徴収しているが、検定証印等の有効期間を経過した特定計量器を使用していた。</p> <table border="1" data-bbox="501 703 1546 968"> <thead> <tr> <th>使用目的</th> <th>計量器の種類</th> <th>有効期限の終期</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">食堂・自動販売機</td> <td>電力量計（電灯用） 1台</td> <td>平成30年10月</td> </tr> <tr> <td>電力量計（動力用） 1台</td> <td>平成30年10月</td> </tr> <tr> <td>給品部</td> <td>電力量計（電灯用） 1台</td> <td>平成30年10月</td> </tr> </tbody> </table>	使用目的	計量器の種類	有効期限の終期	食堂・自動販売機	電力量計（電灯用） 1台	平成30年10月	電力量計（動力用） 1台	平成30年10月	給品部	電力量計（電灯用） 1台	平成30年10月	<p>検出事項について、速やかに是正措置を講じるとともに、法令等に基づき、適正な事務処理を行われたい。</p> <div style="border: 1px dashed black; padding: 5px;"> <p>【計量法】 (使用の制限) 第16条 次の各号の一に該当するもの（船舶の喫水により積載した貨物の質量の計量をする場合におけるその船舶及び政令で定める特定計量器を除く。）は、取引又は証明における法定計量単位による計量（第2条第1項第2号に掲げる物象の状態の量であつて政令で定めるものの第6条の経済産業省令で定める計量単位による計量を含む。第18条、第19条第1項及び第151条第1項において同じ。）に使用し、又は使用に供するために所持してはならない。 三 第72条第2項の政令で定める特定計量器で同条第1項の検定証印又は第96条第1項の表示（以下「検定証印等」という。）が付されているものであつて、検定証印等の有効期間を経過したもの</p> </div>	<p>当該特定計量器を、平成31年2月18日に交換した。 今後は、法令等に基づき、適正な事務処理を行う。</p>
使用目的	計量器の種類	有効期限の終期												
食堂・自動販売機	電力量計（電灯用） 1台	平成30年10月												
	電力量計（動力用） 1台	平成30年10月												
給品部	電力量計（電灯用） 1台	平成30年10月												

監査（検査）実施年月日（委員：平成一年一月一日、事務局：平成31年2月1日）

対象受検機関	検出事項	是正を求める事項	措置の内容								
門真なみはや高等学校	<p>行政財産の使用許可を受けた食堂業者の営業及び自動販売機の設置に伴う電気料金について、特定計量器により使用量を計量し、使用者から負担金を徴収しているが、検定証印等の有効期間を経過した特定計量器を使用していた。</p> <table border="1" data-bbox="498 590 1590 804"> <thead> <tr> <th data-bbox="498 590 789 663">使用目的</th> <th data-bbox="789 590 1308 663">計量器の種類</th> <th data-bbox="1308 590 1590 663">有効期間の終期</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="498 663 789 726" rowspan="2">食堂・自動販売機</td> <td data-bbox="789 663 1308 726">電力量計（一般用） 1 台</td> <td data-bbox="1308 663 1590 726">平成30年 5 月</td> </tr> <tr> <td data-bbox="789 726 1308 804">電力量計（動力用） 1 台</td> <td data-bbox="1308 726 1590 804">平成29年10月</td> </tr> </tbody> </table>	使用目的	計量器の種類	有効期間の終期	食堂・自動販売機	電力量計（一般用） 1 台	平成30年 5 月	電力量計（動力用） 1 台	平成29年10月	<p>検出事項について、速やかに是正措置を講じるとともに、法令等に基づき、適正な事務処理を行われたい。</p> <p>【計量法】 （使用の制限） 第16条 次の各号の一に該当するもの（船舶の喫水により積載した貨物の質量の計量をする場合におけるその船舶及び政令で定める特定計量器を除く。）は、取引又は証明における法定計量単位による計量（第2条第1項第2号に掲げる物象の状態の量であつて政令で定めるものの第6条の経済産業省令で定める計量単位による計量を含む。第18条、第19条第1項及び第151条第1項において同じ。）に使用し、又は使用に供するために所持してはならない。 三 第72条第2項の政令で定める特定計量器で同条第1項の検定証印又は第96条第1項の表示（以下「検定証印等」という。）が付されているものであつて、検定証印等の有効期間を経過したもの</p>	<p>当該電力量計（一般用及び動力用）を有効期限が平成41年3月までのものへそれぞれ交換した。 今後は、法令等に基づき適正な事務処理を行う。</p>
使用目的	計量器の種類	有効期間の終期									
食堂・自動販売機	電力量計（一般用） 1 台	平成30年 5 月									
	電力量計（動力用） 1 台	平成29年10月									

監査（検査）実施年月日（委員：平成一年一月一日、事務局：平成31年2月6日まで）

対象受検機関	検出事項	是正を求める事項	措置の内容								
かわち野高等学校	<p>行政財産の使用許可を受けた食堂業者の営業及び自動販売機の設置に伴う電気料金について、特定計量器により使用量を計量し、使用者から負担金を徴収しているが、検定証印等の有効期間を経過した特定計量器を使用していた。</p> <table border="1" data-bbox="418 569 1498 800"> <thead> <tr> <th>使用目的</th> <th>計量器の種類</th> <th>有効期間の終期</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">食堂・自動販売機</td> <td>電力量計（電灯用） 1 台</td> <td>平成30年 6 月</td> </tr> <tr> <td>電力量計（動力用） 1 台</td> <td>平成30年 8 月</td> </tr> </tbody> </table>	使用目的	計量器の種類	有効期間の終期	食堂・自動販売機	電力量計（電灯用） 1 台	平成30年 6 月	電力量計（動力用） 1 台	平成30年 8 月	<p>検出事項について、速やかに是正措置を講じるとともに、法令等に基づき、適正な事務処理を行われたい。</p> <p>【計量法】 （使用の制限） 第16条 次の各号の一に該当するもの（船舶の喫水により積載した貨物の質量の計量をする場合におけるその船舶及び政令で定める特定計量器を除く。）は、取引又は証明における法定計量単位による計量（第2条第1項第2号に掲げる物象の状態の量であって政令で定めるものの第6条の経済産業省令で定める計量単位による計量を含む。第18条、第19条第1項及び第151条第1項において同じ。）に使用し、又は使用に供するために所持してはならない。 三 第72条第2項の政令で定める特定計量器で同条第1項の検定証印又は第96条第1項の表示（以下「検定証印等」という。）が付されているものであって、検定証印等の有効期間を経過したもの</p>	<p>当該電力量計（電灯用及び動力用）を有効期限が平成40年11月のものへ交換した。 今後は、法令等に基づき、適正な事務処理を行う。</p>
使用目的	計量器の種類	有効期間の終期									
食堂・自動販売機	電力量計（電灯用） 1 台	平成30年 6 月									
	電力量計（動力用） 1 台	平成30年 8 月									

監査（検査）実施年月日（委員：平成一年一月一日、事務局：平成30年12月13日）

対象受検機関	検出事項	是正を求める事項	措置の内容								
教育センター 附属高等学校	<p>行政財産の使用許可を受けた食堂業者の営業及び自動販売機の設置に伴う電気料金について、特定計量器により使用量を計量し、使用者から負担金を徴収しているが、検定証印等の有効期間を経過した特定計量器を使用していた。</p> <table border="1" data-bbox="421 573 1430 758"> <thead> <tr> <th>使用目的</th> <th>計量器の種類</th> <th>有効期間の終期</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">食堂・ 自動販売機</td> <td>電力量計（電灯用） 1 台</td> <td>平成30年 7 月</td> </tr> <tr> <td>電力量計（動力用） 1 台</td> <td>平成30年 7 月</td> </tr> </tbody> </table>	使用目的	計量器の種類	有効期間の終期	食堂・ 自動販売機	電力量計（電灯用） 1 台	平成30年 7 月	電力量計（動力用） 1 台	平成30年 7 月	<p>検出事項について、速やかに是正措置を講じるとともに、法令等に基づき、適正な事務処理を行われたい。</p> <p>【計量法】 (使用の制限)</p> <p>第16条 次の各号の一に該当するもの（船舶の喫水により積載した貨物の質量の計量をする場合におけるその船舶及び政令で定める特定計量器を除く。）は、取引又は証明における法定計量単位による計量（第2条第1項第2号に掲げる物象の状態の量であって政令で定めるものの第6条の経済産業省令で定める計量単位による計量を含む。第18条、第19条第1項及び第151条第1項において同じ。）に使用し、又は使用に供するために所持してはならない。</p> <p>三 第72条第2項の政令で定める特定計量器で同条第1項の検定証印又は第96条第1項の表示（以下「検定証印等」という。）が付されているものであって、検定証印等の有効期間を経過したもの</p>	<p>当該電力量計(電灯用及び動力用)を有効期限がそれぞれ平成40年12月、平成41年3月までのものへ交換した。 今後は、法令等に基づき適正な事務処理を行う。</p>
使用目的	計量器の種類	有効期間の終期									
食堂・ 自動販売機	電力量計（電灯用） 1 台	平成30年 7 月									
	電力量計（動力用） 1 台	平成30年 7 月									

監査（検査）実施年月日（委員：平成一年一月一日、事務局：平成31年1月28日）

対象受 検機関	検出事項	是正を求める事項	措置の内容								
松原高等学校	<p>行政財産の使用許可を受けた食堂業者の営業及び自動販売機の設置に伴う電気料金について、特定計量器により使用量を計量し、使用者から負担金を徴収しているが、検定証印等の有効期間を経過した特定計量器を使用していた。</p> <table border="1" data-bbox="350 583 1415 793"> <thead> <tr> <th>使用目的</th> <th>計量器の種類</th> <th>有効期間の終期</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">食堂・自動販売機</td> <td>電力量計（電灯用） 1 台</td> <td>平成30年 3 月</td> </tr> <tr> <td>電力量計（動力用） 1 台</td> <td>平成30年 6 月</td> </tr> </tbody> </table>	使用目的	計量器の種類	有効期間の終期	食堂・自動販売機	電力量計（電灯用） 1 台	平成30年 3 月	電力量計（動力用） 1 台	平成30年 6 月	<p>検出事項について、速やかに是正措置を講じるとともに、法令等に基づき、適正な事務処理を行われたい。</p> <div style="border: 1px dashed black; padding: 5px;"> <p>【計量法】 （使用の制限） 第16条 次の各号の一に該当するもの（船舶の喫水により積載した貨物の質量の計量をする場合におけるその船舶及び政令で定める特定計量器を除く。）は、取引又は証明における法定計量単位による計量（第2条第1項第2号に掲げる物象の状態の量であって政令で定めるものの第6条の経済産業省令で定める計量単位による計量を含む。第18条、第19条第1項及び第151条第1項において同じ。）に使用し、又は使用に供するために所持してはならない。</p> <p>三 第72条第2項の政令で定める特定計量器で同条第1項の検定証印又は第96条第1項の表示（以下「検定証印等」という。）が付されているものであって、検定証印等の有効期間を経過したもの</p> </div>	<p>当該電力量計（電灯用）を有効期限が2029年2月、電力量計（動力用）を有効期限2029年1月の物と交換した。 今後は、法令等に基づき、適正な事務処理を行う。</p>
使用目的	計量器の種類	有効期間の終期									
食堂・自動販売機	電力量計（電灯用） 1 台	平成30年 3 月									
	電力量計（動力用） 1 台	平成30年 6 月									

監査（検査）実施年月日（委員：平成一年一月一日、事務局：平成31年1月16日）